

資料 NO. 4

**令和 7 年 4 月 2 0 日 執行
奥出雲町議会議員一般選挙**

収支報告の手引

奥出雲町選挙管理委員会

目 次

1	出納責任者の選任	1
2	出納責任者の職務	2
3	収支報告書の提出	5
4	選挙運動に関する収入、支出と支出制限額	5
5	支出とみなされないものの範囲	6
6	実費弁償及び報酬の額	8
7	収支報告書記載上の留意事項	10

1 出納責任者の選任

選出	選挙運動に関する金銭等の収入支出は、候補者が選任した出納責任者がすべて取り扱うことになります。 出納責任者は、1人に限られ、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）に限って選任できます。候補者又は推薦届出者自身が出納責任者になってもさしつかえありません。
選任届	出納責任者を選任したとき（自ら出納責任者となった場合を含む。）は、選任者は出納責任者選任届に必要事項を記入して届け出てください。
解任・辞任	候補者は、文書で通知することによりいつでも出納責任者を解任することができます。 出納責任者を選任した推薦届出者が候補者の承諾を得たときも同様です。 また、出納責任者も、文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができます。
異動届	出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちに出納責任者異動届を提出しなければなりません。異動原因のうち、解任又は辞任による異動の場合には、解任又は辞任の通知があったことを証する書面を、また推薦届出者が解任した場合にはそのほか解任についての候補者の承諾書を添えなければなりません。
出納責任者の職務代行	出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代わってその職務を行います。この場合には、職務代行開始届を提出しなければなりません。 職務代行の必要がなくなって代行をやめたときは、職務代行終止届を提出しなければなりません。
郵便による届出	出納責任者の選任届、異動届、職務代行開始、終止届を郵送する場合には、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便局に託した時に届出があったものとみなします。

2 出納責任者の職務

支出権限	立候補準備のために要する支出及び電話、インターネット等による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者か出納責任者の文書による承諾を得た者でなければすることができません。
届出前の寄附の受領及び支出の禁止	出納責任者（出納責任者に代わってその職務を行う者を含む）が、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするかを問わず、候補者のために寄附を受け又は支出することは、選任届（異動届、職務代行開始届）をした後でなければできません。従って、選任の届出は立候補届出と同時に、その他の届出は、その事由の発生後、直ちにしてください。
誓約書	また、出納責任者を選任したときは、選任者は出納責任者との間で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定める文書をつくり、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならないことになっています。（記載例参照）
会計帳簿の備付と記載	出納責任者は、会計帳簿等を備え、次の事項を記載しなければなりません。 ① 選挙運動に関するすべての寄附、その他の収入 これは、本来の選挙運動に関するものはもちろん、立候補の準備のためのものなども一切含みますし、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含みます。 ② ①によって寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び寄附のあった年月日。 寄附の金額は、寄附が金銭以外のときは時価に見積もった金額を記載してください。 ③ 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む） ④ ③の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日。

領収書等の徴
収

出納責任者（出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者も同じ）は、選挙運動に関する支出をしたときは、そのすべてについて支出金額、支出年月日及び支出目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者は、領収書等を直ちに出納責任者に送付してください。ただし、領収書を徴し難い事情があるときは、このかぎりではありません。乗車券等は不要です。

この領収書等を徴収するのは、後述のようにその写しを収支報告書に添付するために必要ですし、又、3年間の保存義務が課せられているからです。

（記載例）

誓 約 書

¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇-

令和7年4月20日執行の奥出雲町議会議員一般選挙における候補者 甲 野 太 郎 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、頭書のとおりとする。

令和7年〇〇月〇〇日

選 任 者 甲 野 太 郎

出納責任者 丙 山 次 郎

注1 最高金額は、出納責任者が支出することのできる額を、選挙運動支出制限額の範囲内で選任者が定める。

注2 この誓約書は、選挙管理委員会に届出の必要はありません。

3 収支報告書の提出

提出義務

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出を記載した収支報告書を添付書類とともに選挙管理委員会に提出しなければなりません。

収支報告書は、選挙管理委員会がその要旨を公表します。

提出期限は次のとおりです。

- ① 告示日前から選挙期日後の間になされた収支については、これにあわせて精算し、選挙期日後15日目の午後5時まで
→5月5日(月)
- ② ①の届出後の収支については、その収支があった日から7日以内に

罰則

収支報告書又はこれに添付すべき書面の提出を怠ったときは、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

4 選挙運動に関する収入、支出と支出制限額

収入・支出及び寄附の意義

① 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいいます。

② 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

ここにいう寄附は、これを受ける者の側からいえば、収入の一種です。収入のうち特に寄附を区別したのは、その寄附者を明確にし、寄附による選挙運動資金の根源を選挙人に知らせようとする趣旨です。

③ 支出

支出とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。

ここで注意していただきたい点は、たとえば選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、一方では寄附としての収入となるとともに、他方でその借上料、報酬等に相当する額が支出となるということです。これは、支出金額に制限があることにより

- ④ 収入、支出の詳細については、「収支報告書記載上の留意事項」

寄附の制限

(後掲 10 ページ) を参照してください。

候補者が出す寄附又は候補者が受ける寄附については、選挙の公正を確保するために種々の制限があります。

選挙の有無に関わらず、候補者が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合等を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

また、候補者への寄附についても、政治資金規正法による制限(量的制限、質的制限など)や国、地方公共団体と請負などの関係にある者がそれぞれの選挙に関して行う寄附の制限などがあります。

支出金額の制限額

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のように計算され、選挙管理委員会が告示します。

$$\text{支出制限金額} = \text{告示日の選挙区内の選挙人名簿登録者数} \div 12 \text{ 人 (議員の定数)} \times 1,120 \text{ 円} + 900,000 \text{ 円}$$

* R7.3.1 現在登録者数 9,660 人

なお、支出制限金額を算出した額が 100 円未満の端数があるときは切りあげます。

公職選挙法では、選挙運動に関する支出金額の制限額を定めて、各候補者の選挙運動がその枠内において行われることを要求するとともに、候補者が選任した出納責任者にすべての収支を取り扱わせ、会計帳簿の記載、領収書等の徴収、収支の報告、報告書の公表等、選挙運動に関する収支を明確にし、経理面からも選挙の明朗化がはかられています。

5 選挙運動費用に算入されないものの範囲

支出とみなされないもの

選挙運動のために支出された費用であっても、次に掲げるものは法によって選挙運動に関する支出とはみなされません。

- ① 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者以外の第三者がした支出で候補者又は出納責任者の関知しないもの。
- ② 立候補者の届出後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じたもの以外のもの。しかし、これにあたる支出は、違法であり処罰されます。
- ③ 候補者が乗用する自動車、汽車等のために支出したもの、即ち候補者の使用した一切の交通費。

- ④ 選挙運動用自動車(一台に限る)を使用するために要した支出(自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕費、運転手の雇用料)ただし、自動車又は船舶に取り付ける文書図画に要する経費は選挙運動に関する支出とみなされます。
- ⑤ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑥ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑦ 政党、その他の政治団体の行う選挙運動のために要した支出。また、候補者の自宅を選挙事務所に使用する場合など候補者の日常生活と密着する関係にある費用は選挙運動費用から除かれることになっています。
供託金や公認料(候補者から党への寄附金)も同様です。

6 実費弁償及び報酬の額

実費弁償及び
報酬の額

選挙運動に従事する者及び選挙運動のため使用する労務者に支給
できる報酬及び実費弁償の額は次表に定める額以内です。

(報酬)

	選挙運動に従事する者			労務者
	運動員	届け出た 事務員	届け出た 車上運動員 手話通訳者	
報酬	—	10,000 円	15,000 円	10,000 円
超過勤務手当	—	—	—	5,000 円

(実費弁償)

	選挙運動に従事する者	労務者
交通費	路程に応じた実費額	
宿泊料	1 夜につき 12,000 円 (食事料、2 食分を含む)	1 夜につき 10,000 円 (食事料を含まない)
弁当料	1 日につき 3,000 円 (1 食 1,000 円)	—
茶菓料	1 日につき 500 円	—

選挙運動に従事する者のうち、報酬を支給することができる者は、次に述べる選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者（以下「事務員等」という）に限られ、これ以外の運動員に対しては、実費弁償のほかは報酬等を支給することができません。

また、労務者に対しては、報酬を支給することはできますが、弁当料及び茶菓料の実費弁償をすることができない点に注意してください。

選挙運動従事者に対し支給することができる実費弁償

- ① 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ② 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ③ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
- ④ 宿泊料 （食事料 2 食分を含む） 1 夜につき 12,000 円
- ⑤ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- ⑥ 茶菓料 1 日につき 500 円

労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額（1 人）

- （1）報酬の額
 - ① 基本日額 10,000 円以内
 - ② 超過勤務手当 1 日につき①の額の 5 割（5,000 円）以内
- （2）実費弁償の額
 - ① 鉄道賃、船賃及び車賃
上記の選挙運動従事者の①②③に掲げる額
 - ② 宿泊料（食事代を含まない） 1 夜につき 10,000 円
報酬の額の①（基本日額）の支給にあたっては、その者が自費で食事をせず、選挙事務所で弁当の提供を受けたときは、その提供された弁当の実費に相当する額を差し引いたものだけしか支給できません。

報酬を支給する事務員等

選挙運動従事者のうち、選挙運動のために使用する事務員等に対しては、前記の実費弁償のほかに次の要件に従って報酬を支給することができます。

選挙運動のために使用する事務員等とは、「選挙運動のために雇い入れられた者」で

- ① 広く選挙運動に関する事務に従事する者
 - ② 専ら選挙運動に使用される自動車又は、船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆるウグイス嬢等）
 - ③ 専ら手話通訳のために使用する者
- のいずれかです。

従って、候補者とは使用する者と使用される者という関係にあることが必要で、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。また、選挙運動ができない者（18 歳未満）は使用できません。

	① 使用期間
	立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの間
	② 1日につき使用できる人数
	町村議選は、7人以内 } ただし ①の期 間を通 じて } 35人 を超えない員数に限り異なる者を届け出ることができます
	③ 報酬の額
	選挙運動のために使用する事務員については、1人1日につき10,000円以内、車上運動員及び手話通訳者については1人1日につき15,000円以内で、いずれも超過勤務手当は支給できません。
	④ 届出
	候補者は、その者を使用する前に文書（選挙運動事務員等届出書については、「候補者の手引」参照）で届け出なければならず、届け出にかかる者に限り報酬の支給を受けることができます。
弁当の提供の制限	選挙運動期間中、選挙運動に従事する者及び選挙運動に使用する労務者に対して提供することができる弁当の食数は、45食（15人分×3食/日）×5日＝225食までです。 <u>弁当は、選挙事務所で食べるか、携行するために選挙事務所で提供されるものに限られ、飲食店で選挙運動員等に飲食させることはできません。</u>

7 収支報告書記載上の留意事項

【収入の部】	選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を収入のあった年月日の順序で、明瞭に記入してください。 「種別」欄は、寄附とその他の収入とに分けて記入してください。
寄附	① 「寄附」とは、選挙運動の財源にしようとする目的で、あるいは直接その物を選挙運動に使用させる目的でなされた金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付及びその約束で債務の履行とみなされたもの以外のもの一切を含みます。 ② 寄附のうち、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければなりません。たとえば、選挙事務所の無償提供、ポスター貼りや葉書の宛名書き等のための労務の無償提供などです。 その場合には、その見積りの根拠を該当欄に記入してください。

	③ 広い意味では、労務であっても換価できないもの、たとえば、応援演説は、財産上の利益とはいえないので、寄附にはなりません。
その他の収入	① 「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたもので、候補者の自己資金のうち選挙運動費用にあてたもの及び借入金がこれに該当します。 ② 政党からの公認料は、寄附として記入してください。
記載	① 1件10,000円以上のものについては各件ごとに、また10,000円未満のものについては、収入日における合計額を何れ何件と記載してください。 ② 選挙運動に係る公費負担を受けた支出（選挙運動用自動車、ビラ又はポスター作成に係るもの）があっても収入には記載しません。
【支出の部】	
支出の区分	① 選挙運動に関するすべての支出を記載してください。 これには、直接選挙運動となるような行為をすることに要した費用のほか、その行為自体が直接の選挙運動のための支出ではないが、結果において、選挙運動をするために行われる行為に要する支出、たとえば、事務連絡用の電話料、電報料、選挙事務所に電話を設置する費用などを含みます。 ② 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者がした支出、及び他の者がこれらの者と意思を通じてなした支出についても、「立候補準備のための支出」として記載してください。選挙事務所借入の内交渉、ポスターの印刷等、立候補届出前の支出がこれにあたります。 ③ 「選挙運動のための支出」と「立候補準備のための支出」との別は「区分」の欄に記載してください。 ④ 「支出」とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与、交付及びその約束をいいます。選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、一方では寄附として収入となるとともに、他方でその借上料、報酬等に相当する額が支出となります。 ⑤ 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ビラ又はポスター作成に係るもの）について支出に記載し、「備考」欄に「公費負担」と記載します。

支出の記載項目

支出は、次に述べる１０項目に区分し、費目ごとに別の用紙に記載してください。

(１) 人件費

選挙運動事務員等として届け出た者、及び労務者に対する報酬がこれにあたります。なお、運動員に対する実費弁償として支出した鉄道賃、船賃、車賃は交通費に、弁当料及び茶菓料は食糧費の項目に記載してください。

(２) 家屋費

イ 選挙事務所費

事務所の借上料、机などの備品の借上料、電話の架設費等が含まれます。

ロ 集合会場費

個人演説会場及びその備品の借上料

(３) 通信費

事務連絡用の電報、文書の発送に要した費用、電話の借上料、及び電話料金等

(４) 交通費

選挙運動用自動車（船舶）に要した支出以外の交通費で、運動員、労務者等が使用した車代、鉄道賃、船賃等

(５) 印刷費

選挙運動に使用するポスター、選挙運動用はがき等の印刷費

(６) 広告費

拡声機、立札、看板、ちょうちん、タスキ等の費用

(７) 文具費

紙、筆記用具、インク、その他の消耗品等

(８) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代や、運動員、労務者に提供した弁当代

(９) 休泊費

休憩費と宿泊費

(１０) 雑費

光熱水費その他

選挙運動のために支出された費用であっても、前述したとおり選挙運動に関する支出でないものとみなされるものがありますから注意してください。

支出のうち公費負担相当額及び参考欄	選挙運動に係る公費負担を受けた支出（ビラ又はポスター作成に係るもの）があれば、その内容及び公費負担相当額を記載します。
真実である旨の宣誓	① 出納責任者は、報告書の末尾に報告書に真実の記載がなされていることを誓い、記名押印してください。 ② 報告書に虚偽の記入をすると罰せられます。
添付書類	① 報告書には、領収書その他支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。 領収書そのものは出納責任者が３年間保存することになりますので、領収書をコピーして添付してください。 ② 領収書等を徴し難い事情があった支出については、別に「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の用紙に、費目の項目別、支出年月日順に所要事項を記入のうえ、収支報告書にこれを添付してください。 ③ 口座振込による支出については、別に「振込明細書に係る支出目的書」の用紙に、支出の費目及び支出の目的を記入のうえ、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写しを添付してください。（振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、支出の目的を記載した書面は不要）
記載例	収支報告書（様式第２４号）の記載例は、別冊のとおりです。

出納責任者の職務一覧表

種類	内容	根拠条文
支出の権限	○ 選挙運動に関する支出(立候補準備のため及び電話・インターネット等による選挙運動に要する支出を除く。)をするこ と。 ○ 文書による支出承諾を与えて他人に支出させること。	法187①
会計帳簿備付・ 記載	○ 会計帳簿(収入簿・支出簿)を備え、選挙運動に関する寄附その他の収入支出の記載をすること。	法185
寄附の明細書受 領	○ 出納責任者以外の者が候補者のために寄附を受けたときは、その者から7日以内に明細書を受領すること。 ○ 出納責任者は、請求により直ちに明細書の提出を求めることができること。	法186
立候補準備費用 の精算	○ 就任後直ちに立候補準備に要した費用の精算をすること。	法187②
領収書等の徴収	○ 選挙運動に関する支出については、必ず領収書を徴収すること。 ○ 出納責任者以外の者がした支出の領収書の送付を受けること。	法188
収支報告書の提 出	○ 選挙運動に関する寄附その他の収入、支出の明細を記載した収支報告書を作製し、当該選挙管理委員会 に提出すること。 ・ 第1回目の報告は、選挙期日から15日以内 ・ 第2回目以降は、寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内	法189
帳簿・関係書類 の保存	○ 当該選挙管理委員会に収支報告書を提出した日から3年間、会計帳簿、明細書、領収書等関係書類を保存 しなければならない。	法191